

○筑西市市民対外スポーツ競技参加費補助金交付要項

平成17年3月28日

教育委員会告示第11号

改正 平成20年3月25日教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この要項は、対外スポーツ競技に参加する市民の経済的負担を軽減し、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことを助長するため、対外スポーツ競技会に参加する市民に対し、市予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象スポーツ競技会)

第2条 補助の対象となるスポーツ競技会（以下「競技会」という。）は、次に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 筑西市体育協会加盟のスポーツ競技であること。
- (2) 国、県その他の地方公共団体若しくは財団法人日本体育協会加盟団体又はそれに準じる機関若しくは団体が主催し、県内又はそれに準じる規模の予選を経なければ参加することができない競技会であること。

(平20教委告示3・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する競技会に出場する者で、各競技種目について次に掲げるものとする。

- (1) 出場登録した監督又はコーチのうち1人
- (2) 出場登録した選手（補欠選手を含む。）

(平20教委告示3・全改)

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる費目ごとに定める額の合計額とする。

- (1) 交通費 実費
  - (2) 宿泊費 1人1泊につき1万円。ただし、宿泊料の実費がこの額に満たない場合は、当該実費の額
- 2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の半額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が2万円を超えたときは、2万円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助対象者が他の機関又は団体等から第1項に規定する補助対象経

費に相当する費用弁償等の支給を受けたときは、補助しない。ただし、当該支給された費用弁償等の額が前項に規定する補助金の額に満たない場合は、その差額を補助金として交付することができる。

(平20教委告示3・全改)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(監督若しくは選手の代表者又は引率責任者に限る。以下「申請者」という。)は、市民対外スポーツ競技参加費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、あらかじめ筑西市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)を経て市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、市民対外スポーツ競技参加費補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、市長は、補助金交付の目的を達成させるために必要があると認めるときは、当該申請に係る事項に条件を付することができる。

(事業実施報告)

第7条 申請者は、当該競技会に参加したときは、終了後速やかに市民対外スポーツ競技参加実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて、教育長を経て市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) この要項及びこの要項に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 競技会への参加を中止したとき。
- (3) 補助金の交付申請に不正な事実があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

(適用除外)

第10条 この要項は、次に掲げるものについては、適用しない。

- (1) 競技会が筑西市内で行われるとき。
- (2) 中学校若しくは高等学校の生徒又は大学若しくは短期大学の学生が、当該学校の代表として競技会に参加するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長において特に必要と認めたとき。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の下館市市民対外スポーツ競技参加費補助金交付要項（平成3年下館市告示第65号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年教委告示第3号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の筑西市市民対外スポーツ競技参加費補助金交付要項の規定は、この告示の施行の日以後に提出された交付申請書に係る補助金から適用し、この告示の施行の前日に提出された交付申請書に係る補助金については、なお従前の例による。

## 様式第1号(第5条関係)

市民対外スポーツ競技参加費補助金交付申請書			
			年 月 日
筑西市長 様		申請者 住所 氏名 印	
筑西市市民対外スポーツ競技参加費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。			
競技会等の名称		種目	
開催場所			
会場名			
開催期日	年 月 日から	月 日まで(	日間)
参加予定日時	年 月 日 午 時頃	出発	
	年 月 日 午 時頃	帰着	
参加予定者	出場登録監督又はコーチ		人
	出場登録選手(補欠選手を含む。)		人
交付申請額	円		
添付書類	1 参加予定者名簿 2 補助対象経費予算書(競技会会場までの交通機関の往復行程表及びその経費並びに宿泊予定場所及び宿泊料に関する書類を添付) 3 競技会等の開催要項 4 その他( )		
備考			

## 様式第2号(第6条関係)

市民対外スポーツ競技参加費補助金交付決定通知書			
			第 年 月 日 号
申請者 様		筑西市長 印	
年 月 日付けで申請のあった筑西市市民対外スポーツ競技参加費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。			
競技会等の名称		種目	
開催場所			
会場名			
開催期日	年 月 日から	月 日まで(	日間)
参加認定日時	年 月 日 午 時	出発	
	年 月 日 午 時	帰着	
参加認定者	出場登録監督又はコーチ		人
	出場登録選手(補欠選手を含む。)		人
交付予定額	円		
条件等			

様式第3号(第7条関係)

市民対外スポーツ競技参加実績報告書			
			年 月 日
筑西市長 様		申請者 住所 氏名 印	
年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった筑西市市民対外スポーツ 競技参加費補助金について、次のとおり競技会に参加したので報告します。			
競技会等の名称		種目	
開催場所			
会場名			
開催期日	年 月 日から 月 日まで( 日間)		
参加日時	年 月 日 午 時 出発		
	年 月 日 午 時 帰着		
参加者	出場登録監督又はコーチ		人
	出場登録選手(補欠選手を含む。)		人
添付書類	1 参加者名簿 2 補助対象経費精算書(領収書を添付) 3 競技結果 4 その他( )		
備考			

様式第1号（第5条関係）

（平20教委告示3・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平20教委告示3・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（平20教委告示3・一部改正）